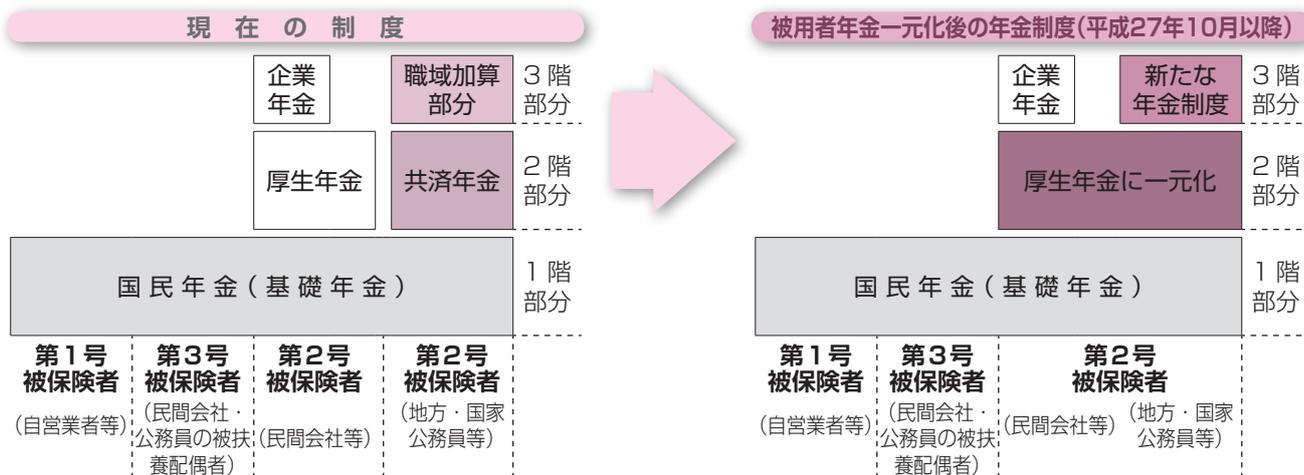


《被用者年金一元化法について》

昨年8月10日、「社会保障・税一体改革」の年金改革関連法案である「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立（平成24年8月22日公布）し、平成27年10月から施行されることになりましたので、その概要について、お知らせいたします。

1 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。

2 共済年金にある公的年金としての3階部分「職域部分」は廃止され、廃止後の「新たな年金制度」は、別に法律で定められます。



3 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一されます。

保険料率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げていますが、この引き上げスケジュールを法律に位置付け、公務員は平成30年に、私学教職員は平成39年に18.3%で統一されます。

4 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等が活用されます。

5 共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。

	厚生年金	共済年金
被保険者の年齢制限	●70歳まで	●年齢制限なし
未支給年金の給付範囲	●死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:年金機能強化法により、甥姪など3親等内親族にも拡大)	●遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人
老齢給付の在職支給停止	●老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは、(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は、(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ●老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 ・年金の支給停止なし	●退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 ・(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚生年金と同様の方式 ●退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 ・(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
障害給付の支給要件	●初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要(保険料納付要件あり)	●保険料納付要件なし
遺族年金の転給	●先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる)	●先順位者が失権した場合、次順位者に支給される(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される)

～平成27年10月から年金制度が変わります～

6 保険料及び給付額の算定基礎について、標準報酬制に移行されます。

現行は給付額の算定基準として、手当率制（給料月額×1.25）を採用していますが、改正後は地方公務員共済の長期給付が厚生年金となることに伴い、厚生年金が採用している標準報酬制に移行されます。

7 厚生年金に統合されるため、地方公共団体の長の加算特例は廃止されます。

被用者年金一元化等に関する Q & A

Q 被用者年金一元化に伴い、保険料及び給付額の算定基礎が標準報酬制になるとありますが、標準報酬制とはどのようなものですか。

A 標準報酬制とは、4～6月の報酬（手当を含む）の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬を決定し、これを給付額等の算定基準とするものです。
なお、短期・福祉事業も同じく標準報酬制に移行されます。

Q 町役場に勤務する昭和28年7月11日生まれの者ですが、私の場合、退職共済年金は何歳から受け取ることができるのですか。
また、今回の法改正で支給開始年齢に影響はありますか。

A 退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっていますが、共済組合の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて定められています。

そのため、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、61歳から退職共済年金が支給されることとなります。なお、今回の法改正による支給開始年齢への影響はありません。

※上記については、一般組合員の場合であり、特定消防組合員の支給開始年齢とは異なります。

※平成27年10月以降の退職共済年金は、老齢厚生年金となります。

年金額が減額されます

I. 追加費用削減による減額

＜平成25年8月分から＞

追加費用削減のため、追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）にかかる年金が、本人負担の差に着目し27%減額されます。

追加費用とは・・・昭和37年12月以前に恩給制度等に加入していた期間がある場合は、現行制度に引き継がれ、その期間と合わせて年金が支給されており、その財源は、国又は、地方公共団体が「追加費用」として負担しています。

II. 特例水準解消による減額

＜平成25年10月分から＞

現在の公的年金額は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来支給すべき水準（本来水準）よりも「2.5%」高い水準の金額（特例水準）で支払われており、この差を3年（平成25年10月から1%、平成26年4月から1%、平成27年4月から0.5%）かけて引き下げし、特例水準を解消するものです。